

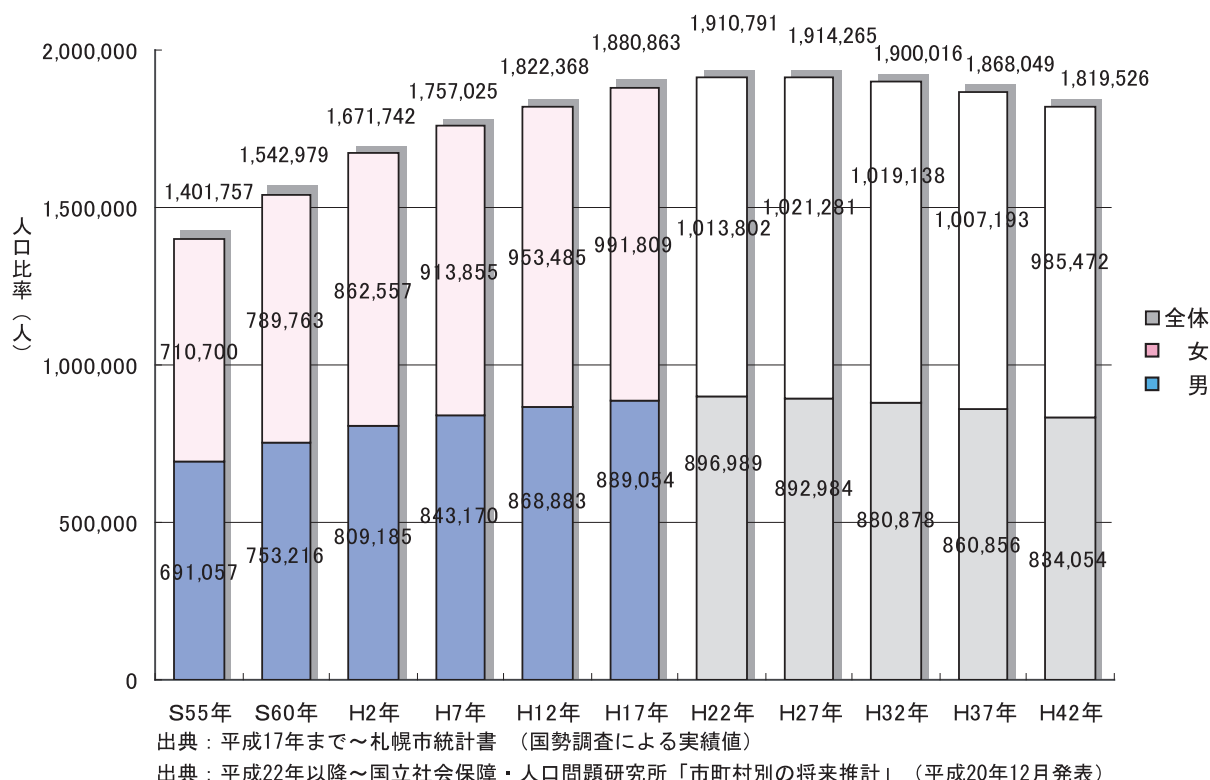
参考資料

参考資料 1 札幌のみどりの現状

参考資料 1-1 札幌の人口推移

札幌市の人口は現在約191万人(平成22年8月)であり近年微増の傾向にありますが、平成27年頃にピークを迎え、その後減少の見通しとなっています。

札幌の人口推移

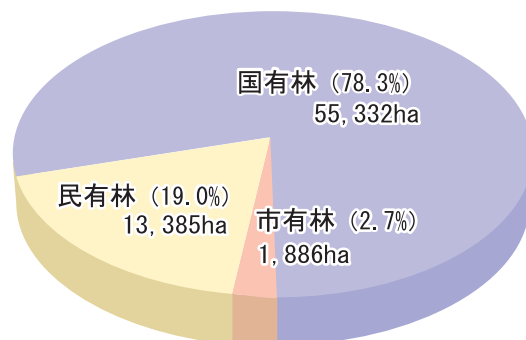


参考資料 1-2 札幌の森林

札幌の南西部に広がる森林面積は70,603haで、市域の63%を占めており、大都市でも有数の森林に恵まれた都市です。

この森林の約8割は国有林ですが、市街地と接して緑の山並みをつくりだしている森林の大部分は民有林となっています。

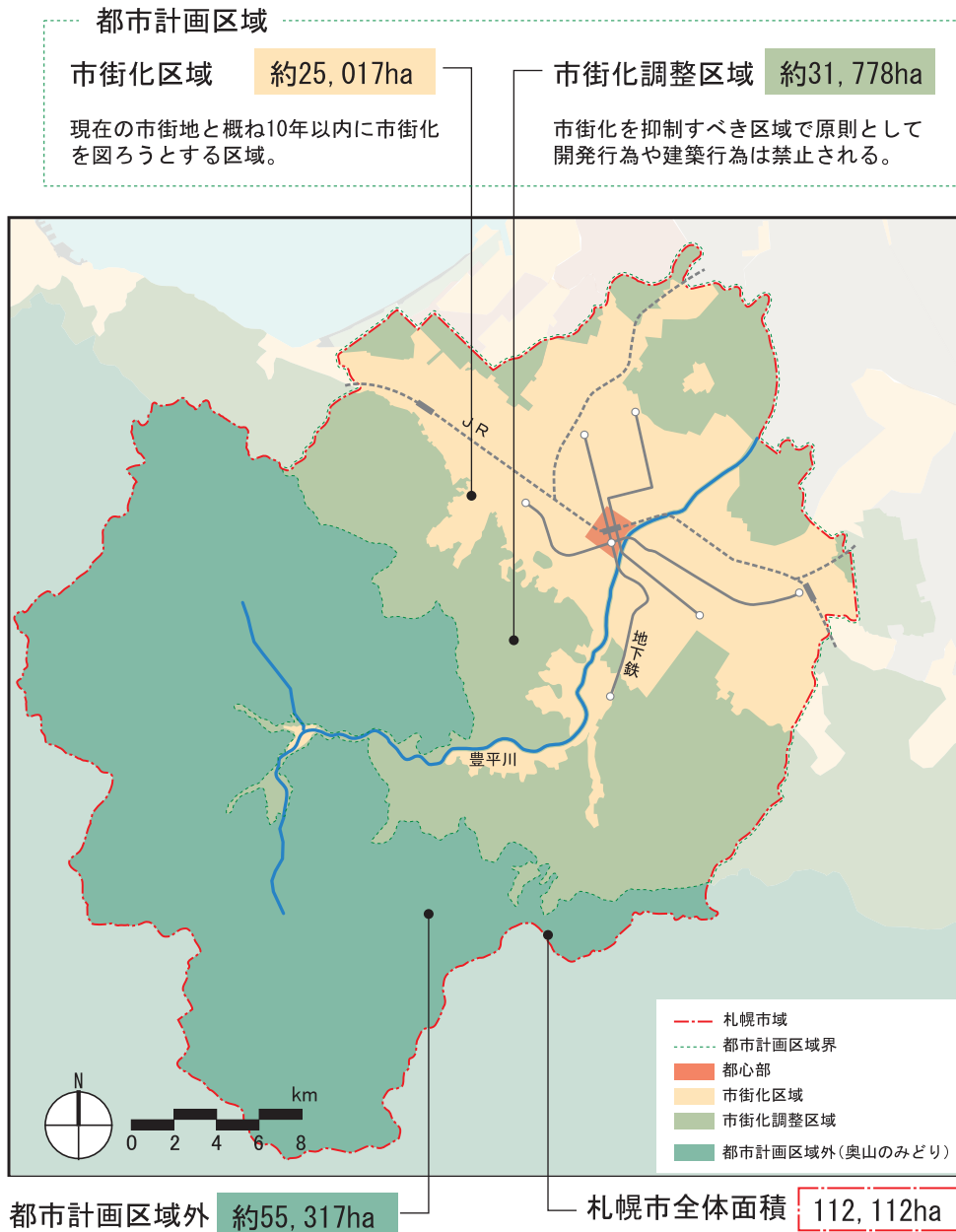
札幌の森林構成



出典：平成20年度 北海道林業統計

■参考資料 1 - 3 都市計画法に基づく札幌市域の区分

■都市計画法に基づく札幌市域の区分図



都市計画法の適用範囲外で札幌市は奥山がその区域となっており、大部分が国有林である。

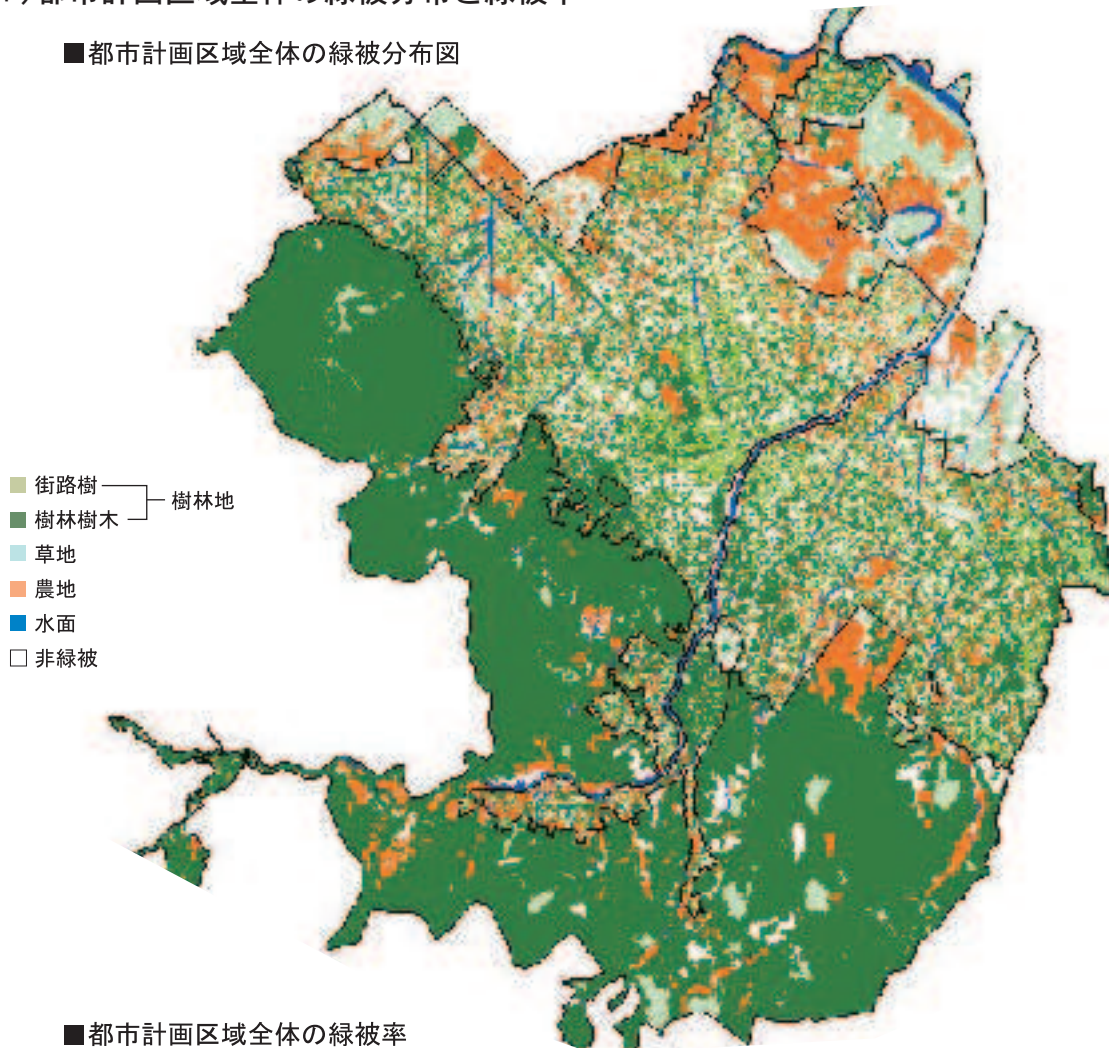
出典：都市計画部 さっぽろの都市計画 平成22年4月現在

■参考資料 1-4 緑被現況調査結果

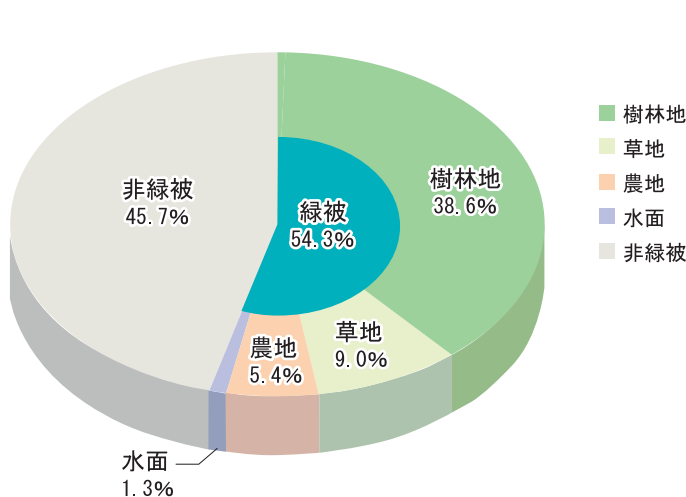
緑被とは、樹林地、草地、農地水面及び公園緑地など植物の緑で覆われた範囲を指すものです。平成19年度の札幌の緑被調査は次の通りです。

(1) 都市計画区域全体の緑被分布と緑被率

■都市計画区域全体の緑被分布図



■都市計画区域全体の緑被率



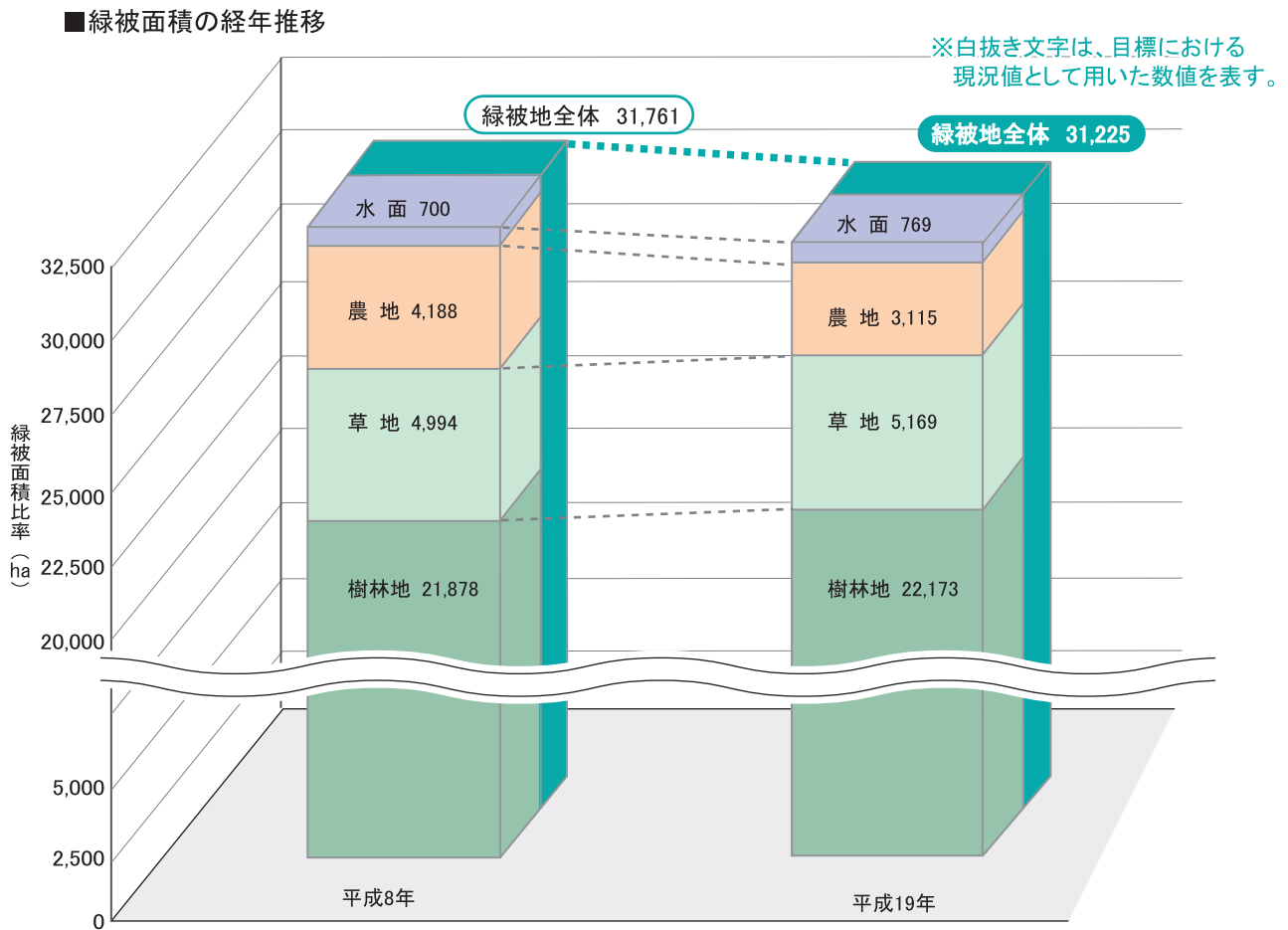
* 都市計画区域全体の緑被分布の調査方法

- ①平成19年5月～6月撮影の空中写真をもとに、写真判読を行いながら緑被種別毎に調査を行った。
- ②市街化区域では概ね25㎡以上、市街化調整区域では概ね1000㎡以上の緑被箇所を抽出した。ただし、街路樹については2m幅の街路樹延長で算出している。

資料：札幌市緑被現況調査（平成19年空中写真判読による）

(2) 緑被の経年推移

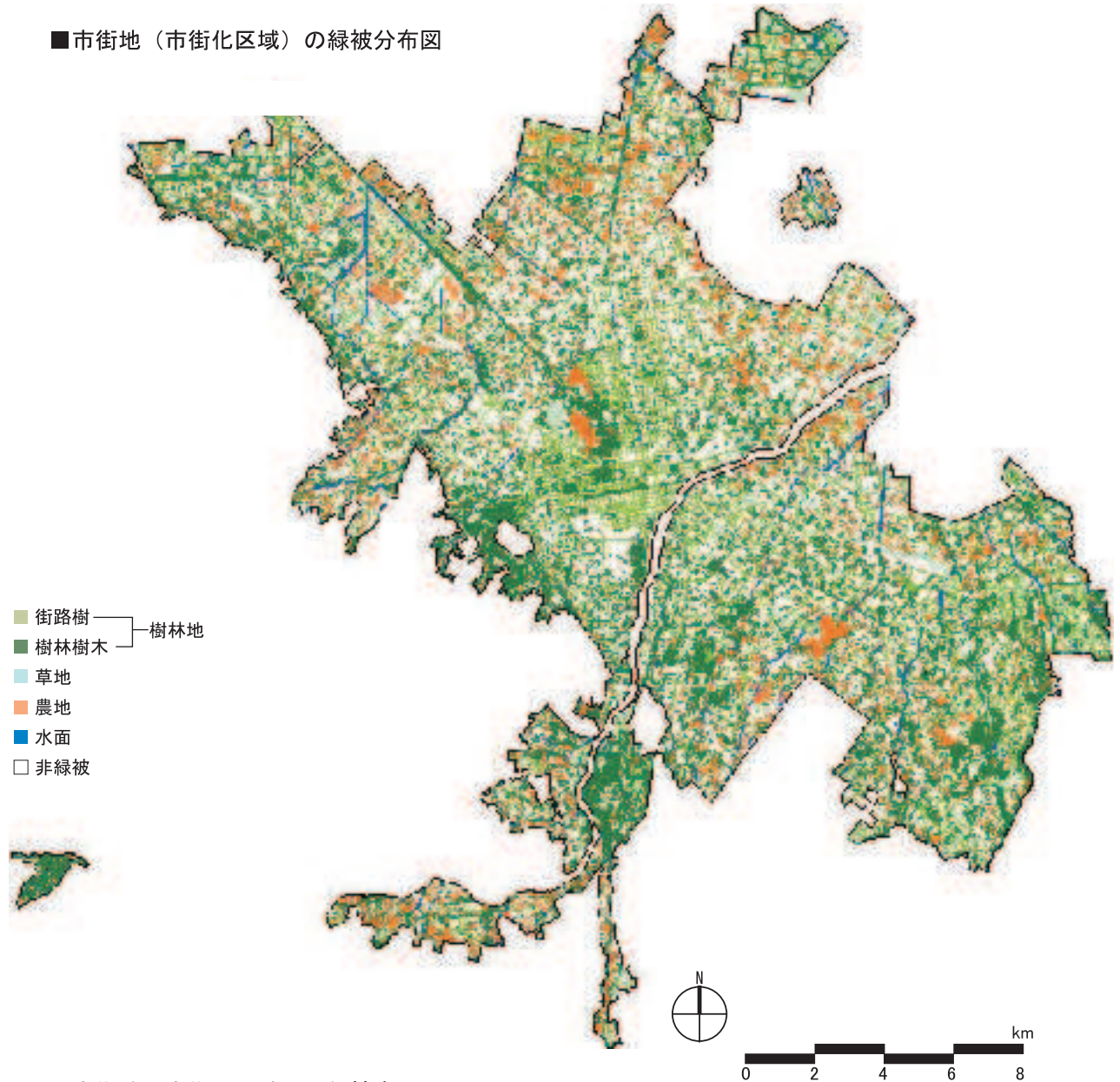
農地の減少は進んでいますが、樹林地・草地在わずかに増加し、緑被の減少傾向に歯止めがかかりつつあります。



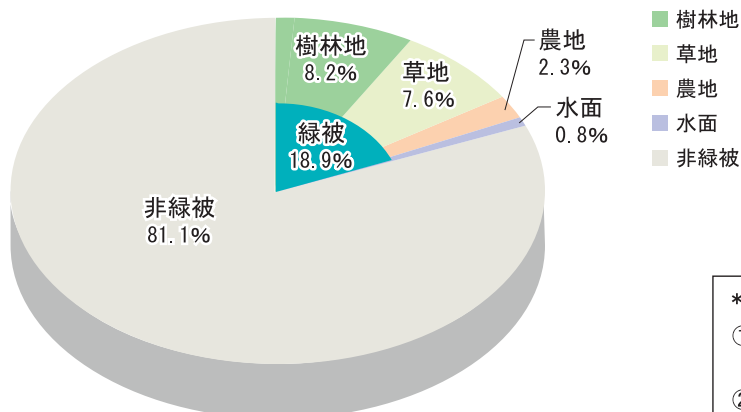
資料：札幌市緑被現況調査（平成19年空中写真判読による）

(3) 市街地(市街化区域)の緑被分布

■市街地(市街化区域)の緑被分布図



■市街地(市街化区域)の緑被率



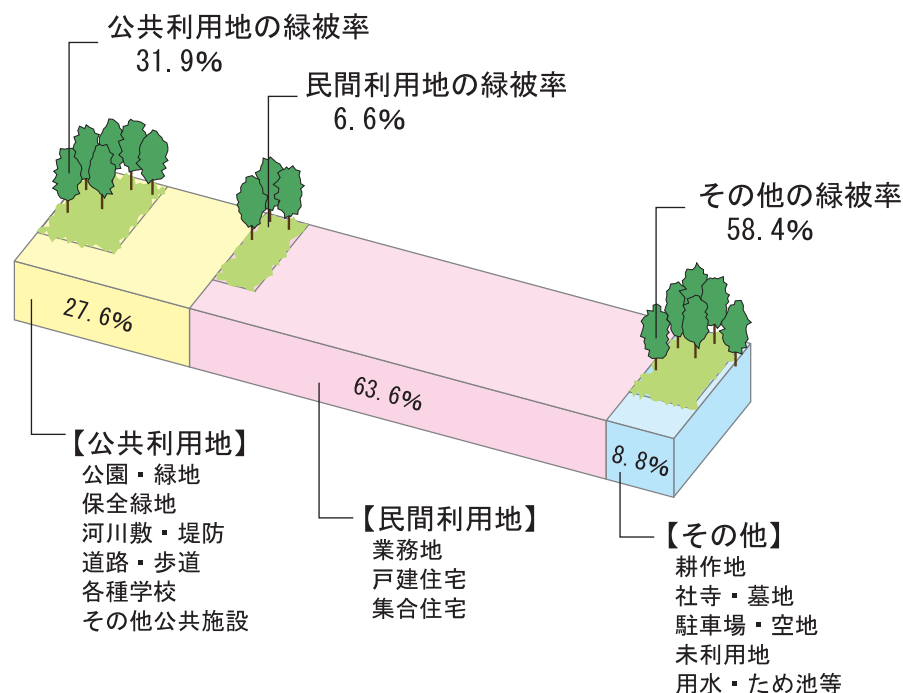
*市街化区域の緑被分布の調査方法

- ①平成19年5月～6月撮影の空中写真をもとに、写真判読を行いながら緑被種別毎に調査を行った。
- ②概ね25㎡以上の緑被箇所を抽出した。ただし、街路樹については2m幅の街路樹延長で算出している。

資料：札幌市緑被現況調査(平成19年空中写真判読による)

(4) 札幌市の市街化区域の土地利用別緑被率

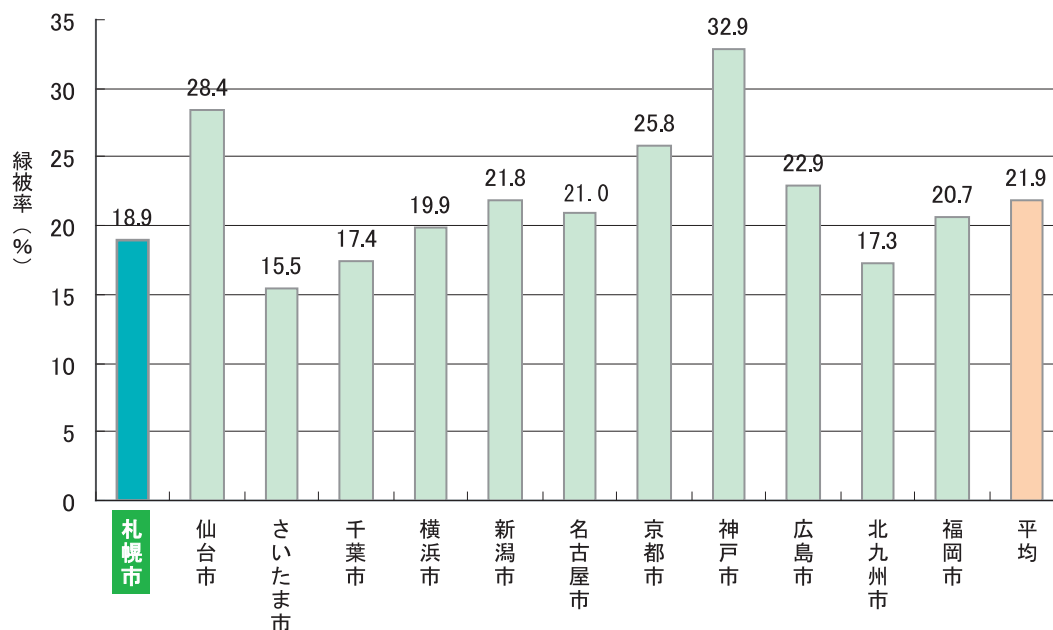
札幌市の市街地の緑被率は、他の政令市と比較して低い状況にあります。
市街地のみどりは、公園緑地、河川、公共共益施設などのみどりに大きく依存しています。



資料：札幌市緑被現況調査（平成19年空中写真判読による）

(5) 政令市の緑被率(市街化区域)

- * 比較可能なデータを有する政令市を抽出
- * 都市毎に調査年度、調査精度が異なる



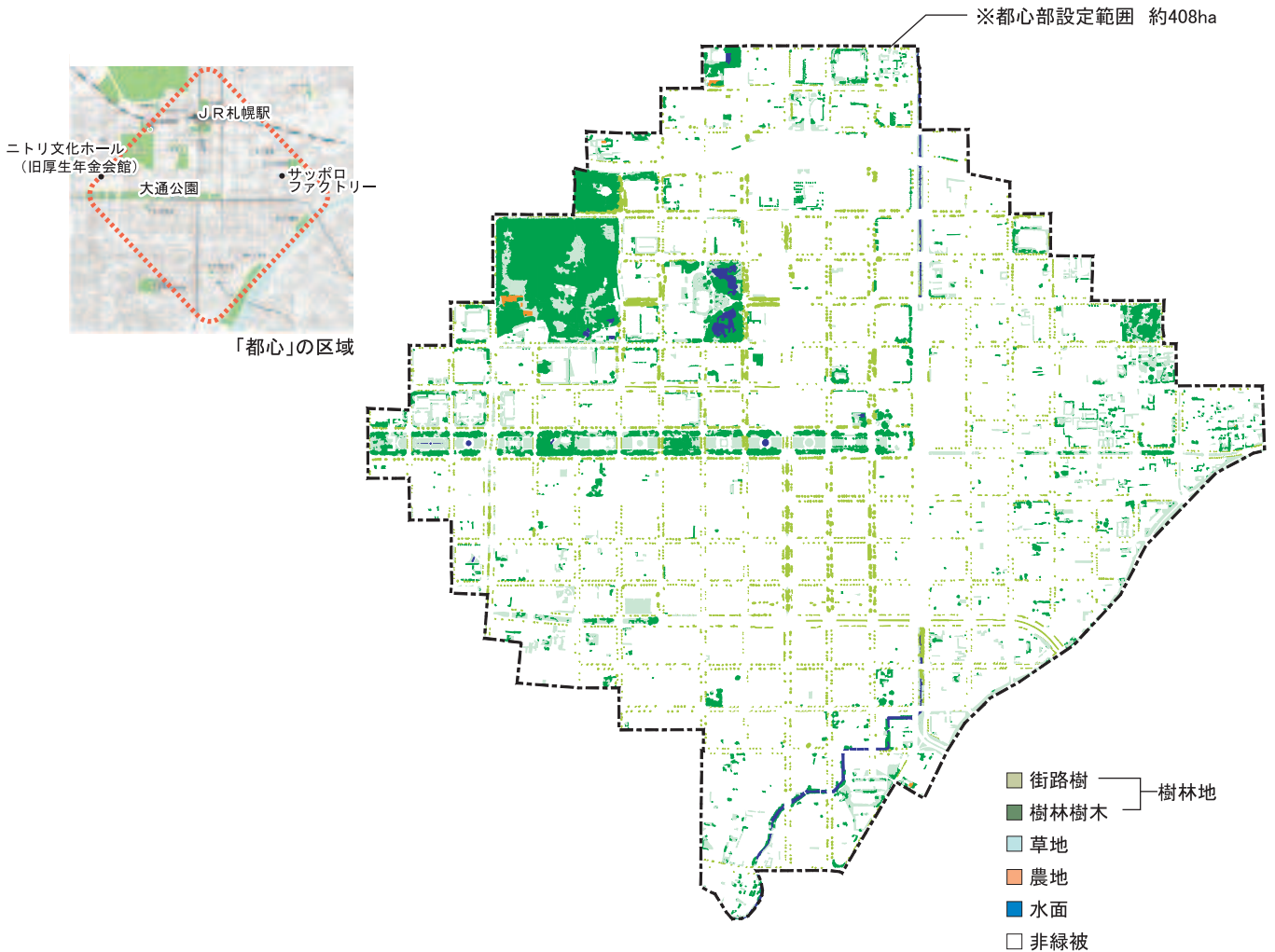
出典：平成21年度 国土交通省 都市緑化等施策の実施調査

参考資料 1-5 都心部の緑被分布

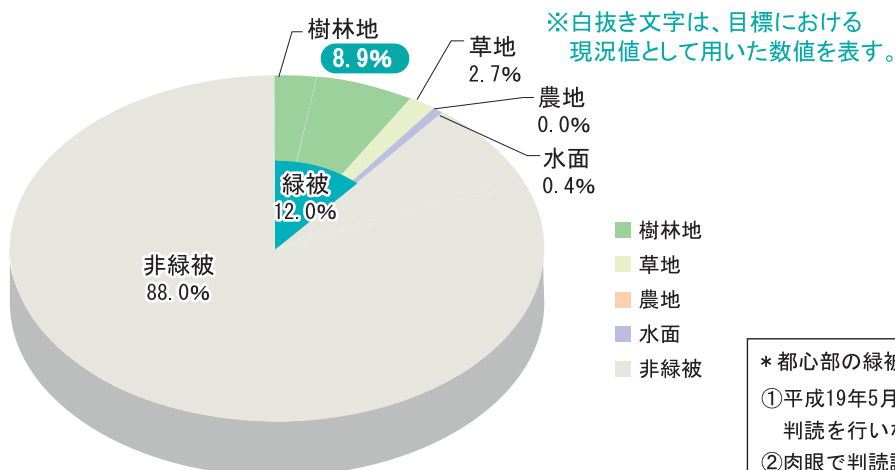
札幌都心部の緑被率は、大通公園や植物園などまとまった樹林地があるものの、約12%と必ずしも高くありません。

また、格子状に構成される街路樹も大きな緑被要素となっています。

都心部設定範囲の緑被分布状況図



都心部設定範囲の緑被率



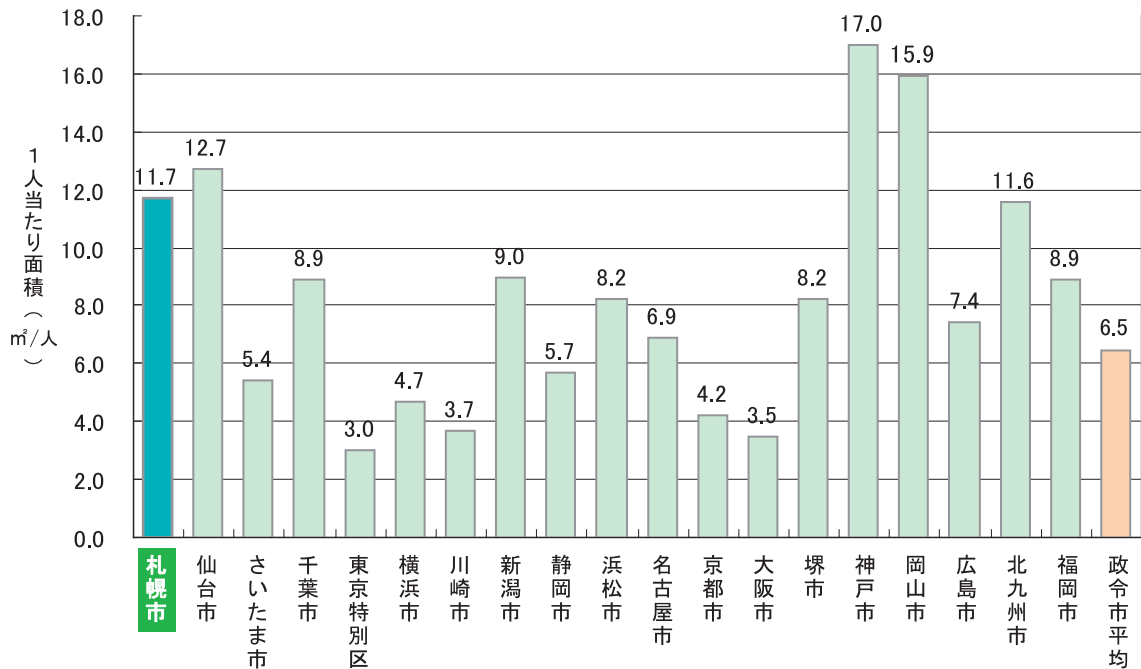
* 都心部の緑被分布の調査方法

- ①平成19年5月～6月撮影の空中写真をもとに、写真判読を行いながら緑被種別毎に調査を行った。
- ②肉眼で判読識別可能な範囲で、概ね4㎡を最小単位とした緑被判読を行った。

資料：札幌市都心部緑被現況調査（平成19年空中写真判読による）

■参考資料 1-6 札幌の公園緑地の現況と推移

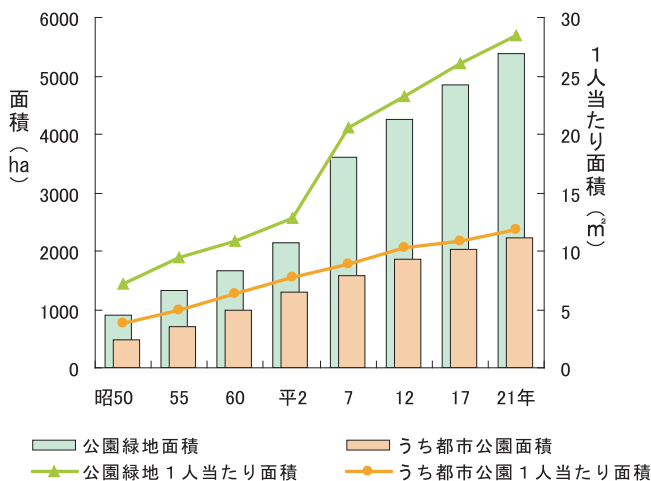
(1) 政令市の1人当たりの都市公園面積



出典：国土交通省「都道府県別一人当たり都市公園等面積現況」（平成22年3月31日現在）

(2) 1人当たり公園緑地面積の推移

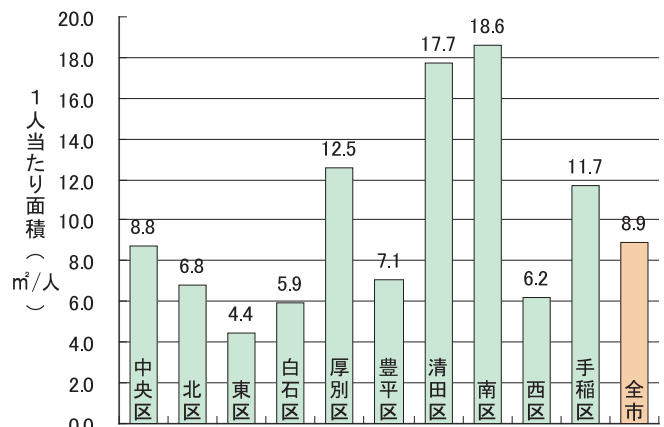
公園緑地の整備水準を表す市民一人当たり公園緑地面積は以下のように推移しており、平成21年度末現在の公園緑地の1人当たり面積は、28.5㎡/人（うち都市公園1人当たり面積11.7㎡/人）となっています。



出典：「札幌市の公園・緑地」資料（平成22年3月31日現在）

(3) 市街地(市街化区域)における公園整備状況

市街地(市街化区域)における公園整備状況を見ると、1人当たり都市公園面積8.9㎡となっていますが下図に示す通り、整備水準の地域格差が大きく、その是正が課題となっています。

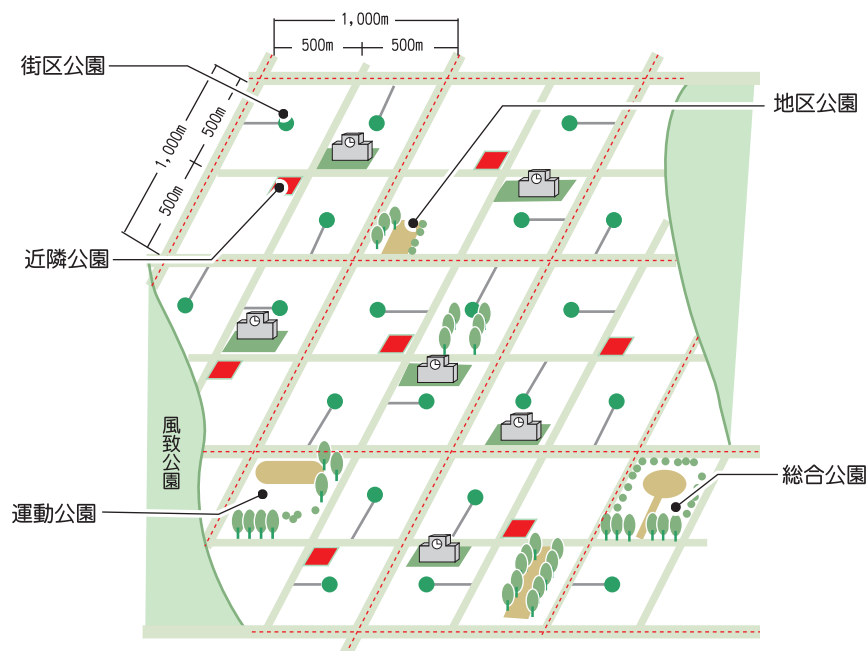


出典：「札幌市の公園・緑地」資料（平成22年3月31日現在）

■参考資料 1-7 札幌の公園緑地の種類

都 市 公 園	基幹公園	住区基幹公園	街区公園	主に街区の住民を対象とした標準的な施設が配置された公園。250m以内の距離で行けるように配置され、標準規模は0.25ha。
		住区基幹公園	近隣公園	主に近隣の住民を対象とした標準的な施設が配置された公園。500m以内の距離で行けるように配置され、標準規模は2ha。
			地区公園	徒歩圏内の住民を対象とした公園でスポーツ施設や休憩施設が設置される。1km以内の距離で行けるように配置され、標準規模は4ha。
	都市基幹公園	総合公園	休息や鑑賞、散歩、運動などを目的に市民が総合的に利用できる公園で、10~50hが標準的な規模である。円山公園、中島公園などがある。	
		運動公園	野球場やテニスコート、陸上競技場、プールなどの運動施設が設置されている公園。標準規模は15~75haで、手稲稲積公園、厚別公園などがある。	
	広場公園	主に商業地などの地域で、人々の休憩や街の景観を向上させることを目的として配置される。		
	特殊公園	自然環境や景観を守ったり、史跡や名勝、動植物に親しむための公園で風致公園や動植物園、墓園などが該当する。大通公園や札幌芸術の森などがある。		
	広域公園	主に一つの市町村を越える広域の利用を目的とした公園。自然を生かした様々な施設が設置され、標準規模は50ha以上。国営滝野すずらん丘陵公園と真駒内公園がある。		
	緩衝緑地	大気汚染や騒音、振動、悪臭などの公害や災害防止のために設置される。住居地と工業地帯、交通施設を分離することが必要な場所に設けられる。		
	都市緑地	都市の自然環境の保全や景観を向上させるために設けられる緑地で、0.1ha以上を標準としている。		
緑道	災害時の避難経路の確保や歩行者や自転車が安心して通行するために設けられた帯状の緑地。幅員10~20mを標準として公園や学校、ショッピングセンター、駅前広場などを結ぶように配置される。			
自然緑地	森林レクリエーションの場として設けられる緑地で、市有林を活用した都市環境林と民有林を借用して開放している市民の森がある。			
その他の公共施設緑地	公園以外の一般に開放された公共施設の緑地。サッポロさとらんど、河川の緑地、北大付属植物園などがある。			

■公園の配置モデル図



■参考資料 1 - 8 札幌市の保全緑地(地域制緑地)

地域制緑地とは法律や条例、要綱などの制度によって、公有地、私有地を問わず良好な緑地を保全している場所を指します。札幌市では下表に示したものが指定されています。

都市計画法に基づく指定	風致地区	都市の風致を維持するために定められた地区であり、建築物の建築など風致に影響を及ぼす行為について一定の規制を設けている。
都市緑地法に基づく指定	特別緑地保全地区	良好な自然環境を形成している緑地を保全するために定められた地区であり、保全に著しく支障のある行為は禁止される。このため、損失補償、土地の買入れの制度が設けられている。
森林法に基づく指定	保安林	災害の防止や公共の福祉の増進のために定められる森林であり、伐採など森林の機能が損なわれる行為は禁止される。
札幌市緑の保全と創出に関する条例	緑保全創出地域	特別緑地保全地区に準じた良好な自然環境を保全するために定められる地域であり、保全に著しく支障のある行為は禁止される。
	市民の森	民有林所有者の協力を得ながら、借地により良好な樹林地を保全するとともに、市民に自然とのふれ合いの場を提供する。
北海道自然環境等保全条例に基づく指定	環境緑地保護地区	市街地及びその周辺地のうち、環境緑地として維持または造成することが必要な地区を指定し土地形質の変更などを規制する。
	学術自然保護地区	動植物の生息地、地質鉱物の所在地で学術上保護することが必要な場所を指定し、植物や鉱物、火入れ、水質の汚濁を禁止する。
	自然景観保護地区	良好な自然景勝地として保護することが必要な場所を指定し、土地形質の変更などを規制する。
都市の美観風致を維持するための樹木保存に関する法律による指定	保存樹木 保存樹林	由緒・由来のある樹木や市民に親しまれている樹木について指定するものであり、所有者は枯損防止に努めなければならない。
札幌市緑の保全と創出に関する条例		
道条例記念保護樹木による指定		

参考資料2 市民アンケートの結果

■みどりに関する市民アンケートの実施

札幌市では市民3,000人を対象に、みどりの現状評価やみどりづくり活動についてなど、市民意識のアンケート調査を実施しました。

総合的に札幌のみどりについて、市民のみどりの豊かさの感じ方や満足度は高く(約60-75%)なっているほか、みどりづくりへの参加意欲も芽生えていることがわかりました。

- ①対象地域：札幌市内全域
- ②調査対象者：札幌市民のうち、20歳以上の男女3,000人
- ③抽出方法：区、性別、年齢の3要素のバランスをとって無作為抽出
- ④実施方法：調査票の郵送及び郵送による回収による。
- ⑤調査期間：2010年4月30日（金）～5月14日（金）まで
- ⑥回収数：アンケートの回収数は1,336通であり、回収率は44.5%となっている。

アンケートの設問テーマは下記のとおりです。

●テーマ1 身近なみどりについて

1-1：あなたは、お住まいのまわりのみどりについて、どのような感想をお持ちですか。

1-2：あなたは、都心(大通や札幌駅周辺)のみどりについて、どのような感想をお持ちですか。

1-3：あなたは、お住まいのまわりの道路やよく通る道路のみどりについて、どのような感想をお持ちですか。

●テーマ2 身近な公園について

2-1：あなたは、身近な公園にどれくらい行きますか。

2-2：あなたは、身近な公園に対してどのような感想やお考えをお持ちですか。

2-3：あなたが行く身近な公園は、どの程度の広さの公園ですか。

●テーマ3 みどりのふれあいについて

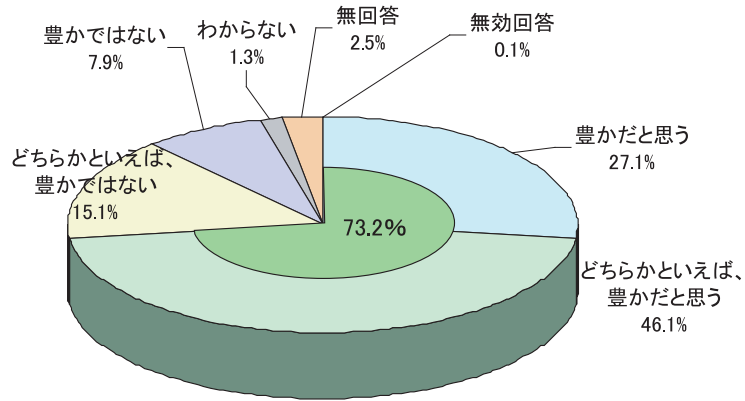
3-1：あなたは、この1年間に、市内の公園などでのみどりづくりやイベント(遊び会、自然観察会、学習会、交流会など)に参加したことがありますか。

3-2：あなたは、公園などでみどりづくりやイベント(遊び会、自然観察会、学習会、交流会など)に、どのようなことを期待しますか。

●テーマ1 身近なみどりについて

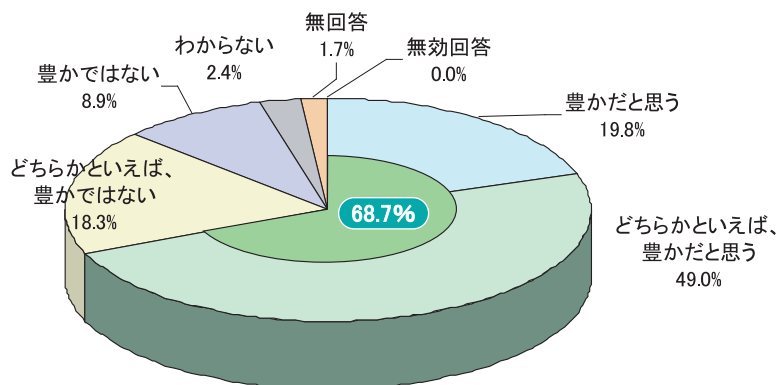
(1) あなたは、お住まいのまわりのみどりについて、どんな感想をお持ちですか。

■あなたは、住まいのまわりが、みどり豊かだと思いますか。



(2) あなたは、都心（大通や札幌駅周辺）のみどりについて、どのような感想をお持ちですか。

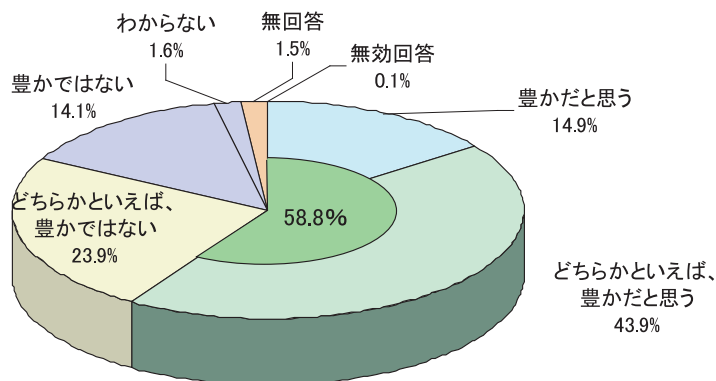
■あなたは、都心（大通や札幌駅周辺）が、みどり豊かだと思いますか。



※白抜き文字は、目標における現況値として用いた数値を表す。

(3) あなたは、お住まいのまわりの道路やよく通る道路のみどりについて、どのような感想をお持ちですか。

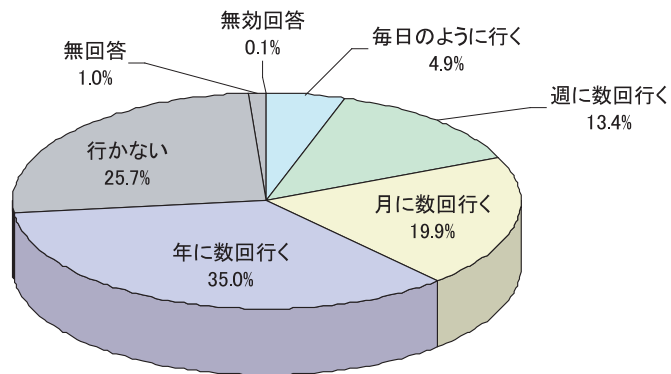
■あなたは、お住まいのまわりの道路が、みどり豊かだと思いますか。



●テーマ2 身近な公園について

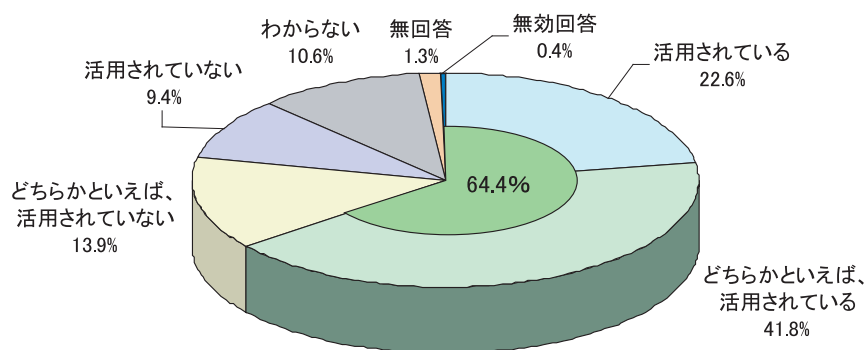
(1) あなたは、身近な公園にどれくらい行きますか。

■あなたは、身近な公園にどれくらい行きますか。

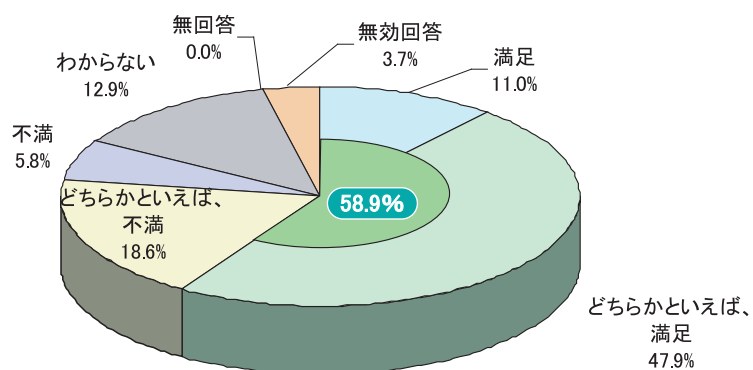


(2) あなたは、身近な公園に対してどのような感想や考えをお持ちですか。

■身近な公園は、普段からみなさんの交流の場、遊び場として活用されていると思いますか。



■身近な公園に対して、総合的に満足していますか。



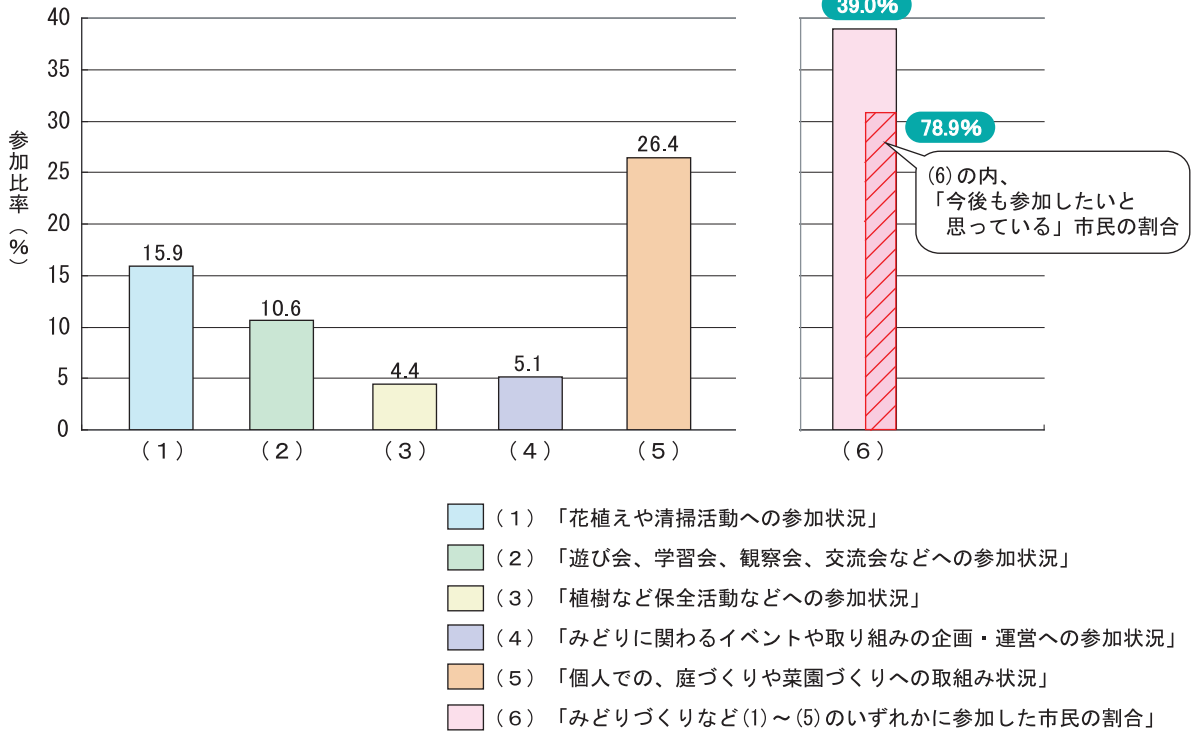
※白抜き文字は、目標における現況値として用いた数値を表す。

●テーマ3 みどりのふれあいについて

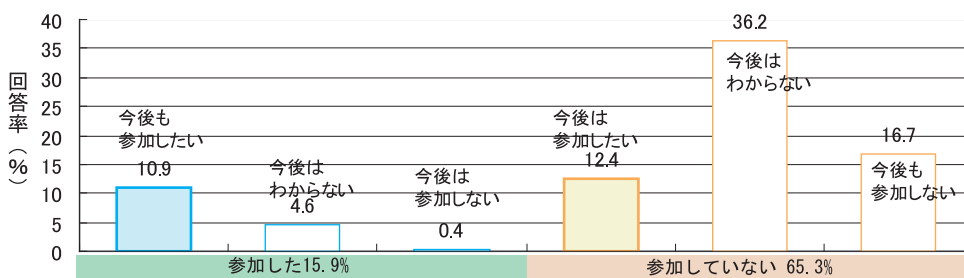
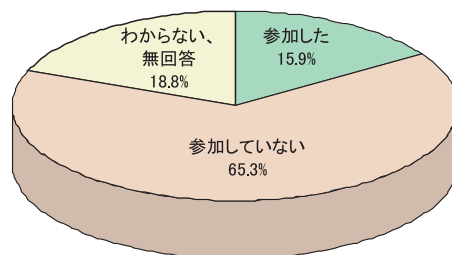
(1) あなたは、この1年間に、市内の公園などでみどりづくりやイベント（遊び会、自然観察会、学習会、交流会など）に、参加したことがありますか。

■みどりづくりやイベントへの参加状況

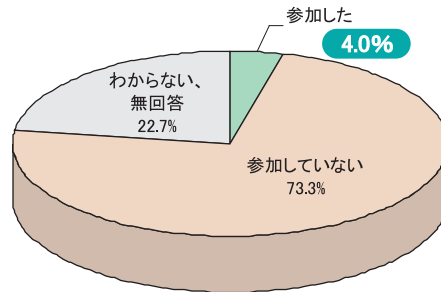
※白抜き文字は、目標における現況値として用いた数値を表す。



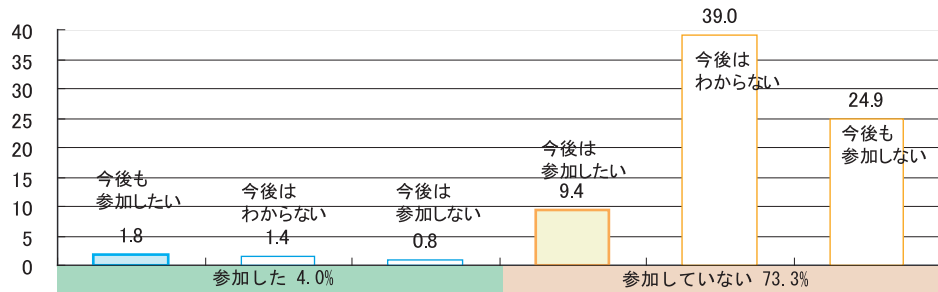
■知り合いや仲間と一緒に、公園や河川敷、道路などで、花植えや清掃などに参加した。



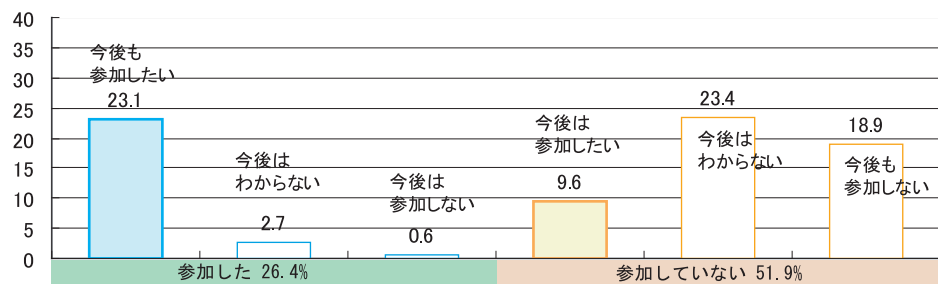
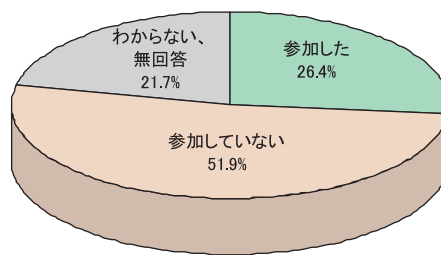
■市内近郊の森で、維持管理や植栽などの保全活動に参加した。



※白抜き文字は、目標における現況値として用いた数値を表す。

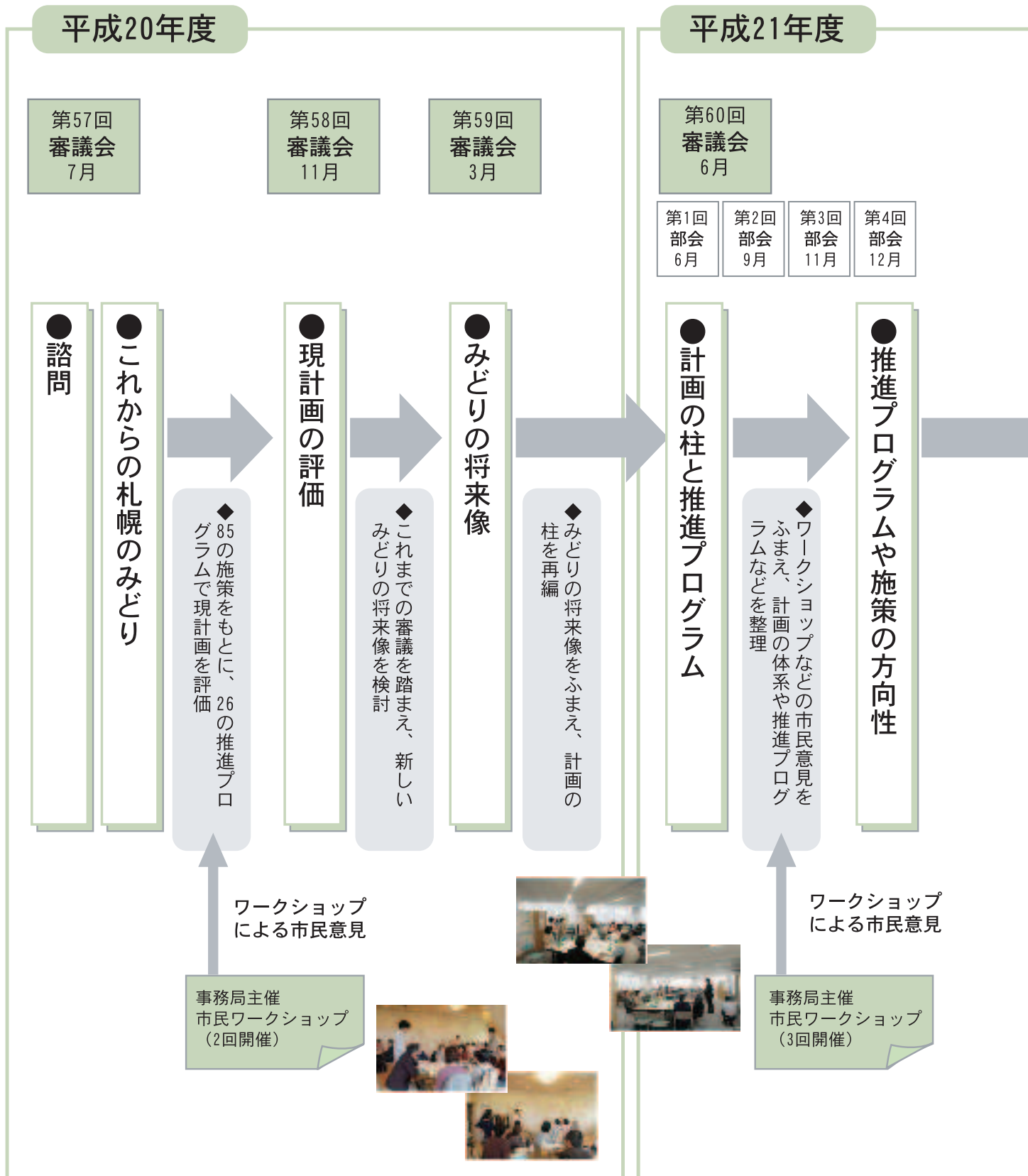


■個人での、庭づくりや菜園づくり（営農を除く）を行った。



参考資料3 審議経緯等

■参考資料3-1 答申までの審議経緯



平成22年度

第61回
審議会
12月

第62回
審議会
3月

第63回
審議会
6月

第64回
審議会
10月

第5回
部会
3月

第6回
部会
10月

●部会から中間報告

●中間答申案

●中間答申
6月

●答申
11月

『札幌市みどりの基本計画』策定・公表

◆フォーラムなどの市民意見を
ふまえ、修正

◆個々の検討をふまえ、全体的に精査

◆パブリックコメントをふまえた整理



フォーラム開催
「さっぽろ花と緑の
まちづくりフォーラム
～札幌市緑の基本計画の
改定に向けて～」

パブリックコメント
による市民意見

パブリックコメント
実 施
実施期間：
平成22年7月14日～9月1日

■参考資料3-2 諮問と審議会等

(1) 諮問書

札み推第808号

平成20年（2008年）7月30日

札幌市緑の審議会

会長 吉田 恵介 様

札幌市長 上田 文雄

札幌市緑の基本計画の改定について（諮問）

札幌市緑の基本計画は、「人とみどりが輝くさっぽろ」を目指し、様々な機会を通じて市民のみなさんとともに緑づくりに取組むため、平成32年を目標年次として、平成11年6月に策定しました。その後、9ヵ年が経過し、公園や緑地などの緑とオープンスペースにおいては、ゆとりとうるおいのある街づくりといった都市再生への対応、地球温暖化防止への対応、地域の資源・文化と一体となった豊かな地域づくりへの対応、地域住民やNPOなどの協働による参画社会への対応が求められています。

そこで、これらの課題に対応しつつ、「人とみどりが輝くさっぽろ」を実現するための札幌市緑の基本計画改定案の作成について、諮問いたします。

(2) 第15次、第16次札幌市緑の審議会委員名簿

第15次任期 平成19年3月～平成21年3月
 第16次任期 平成21年6月～平成23年6月

分野		氏名	第15次	第16次	所属・役職等
緑地計画	学識経験者	浅川 昭一郎			北海道大学名誉教授
都市計画	学識経験者	坂井 文			北海道大学大学院工学研究院准教授
環境デザイン	学識経験者	◎吉田 恵介			札幌市立大学デザイン学部教授
生態学	学識経験者	富士田 裕子			北海道大学北方生物圏フィールド科学センター准教授
水環境	学識経験者	余湖 典昭			北海学園大学工学部社会環境工学科教授
		山本 裕子			北海学園大学工学部社会環境工学科准教授
森林政策	学識経験者	○柿澤 宏昭			北海道大学大学院農学研究院教授
森林樹木	有識者	宇都木 玄			独立行政法人森林総合研究所北海道支所CO2収支担当チーム長
地域社会	学識経験者	宮内 泰介			北海道大学大学院文学研究科教授
環境教育	有識者	丸山 博子			丸山環境教育事務所代表
野生生物	有識者	住友 順子			日本野鳥の会札幌支部事務局長
建築	有識者	井上 勝己			社団法人北海道建築士会札幌支部会員
		工藤 美智子			社団法人北海道建築士会女性委員会委員
法曹	有識者	万字 香苗			弁護士
		安永 美穂			弁護士
経済	有識者	八木 宏子			札幌商工会議所女性会副会長
福祉	有識者	浅香 博文			社団法人札幌市身体障害者福祉協会会長
市民		ニッ山 政治			公募委員
		増田 幸子			公募委員
		村本 智英			公募委員

◎ 会長、○ 副会長

(3) 札幌市緑の審議会 緑の基本計画部会設置要綱

(設 置)

第1条 札幌市緑の審議会（以下「審議会」という。）に市長が諮問する札幌市緑の基本計画改定について専門的に調査審議するため、緑の基本計画部会（以下「部会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 部会は別表の委員をもって組織する。

- 2 委員は、審議会の委員のうちから審議会会長（以下「会長」という。）がこれを指名する。
- 3 委員の任期は、部会の目的を達成するまでとする。ただし、審議会委員としての任期を越えることはできない。

(部 会 長)

第3条 部会に部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 部会長は、会議の議長を務め、会務を掌理する。
- 3 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指名する委員が職務を代理する。

(会 議)

第4条 部会は、必要の都度部会長が召集する。

- 2 部会は、部会長を含めた委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。
- 4 部会長は、部会の審議の結果を会長に報告しなければならない。

(諮問事項の処理)

第5条 会長は、市長から第1条の諮問を受けたときは、その調査審議を部会へ付託し、このことを審議会委員に通知する。

- 2 会長は、部会長から審議の結果について報告を受けたときは、これを審議会委員に報告し市長に答申するものとする。

(庶務)

第6条 部会の庶務は環境局において行なう。

(その他)

第7条 本要綱で定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は部会長が部会にはかって定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月10日から施行する。

別表 緑の基本計画部会委員名簿

分野		氏名	所属・役職等
緑地計画	学識経験者	浅川 昭一郎	北海道大学名誉教授
都市計画	学識経験者	坂井 文	北海道大学大学院工学研究院准教授
環境デザイン	学識経験者	◎吉田 恵介	札幌市立大学デザイン学部教授
生態学	学識経験者	富士田 裕子	北海道大学北方生物圏フィールド科学センター准教授
森林政策	学識経験者	○柿澤 宏昭	北海道大学大学院農学研究院教授
地域社会	学識経験者	宮内 泰介	北海道大学大学院文学研究科教授
環境教育	有識者	丸山 博子	丸山環境教育事務所代表

◎ 部会長

○ 職務代理者



札幌市みどりの基本計画

【発行】

札幌市環境局みどりの推進部

〒060-0051

札幌市中央区南1条東1丁目
大通バスセンタービル1号館6階

TEL:011-211-2522

【発行日】

平成23年3月

【ホームページ】

<http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/>



さっぽろ市
01-J00-10-1383
22-1-90